

## 奥多摩町若者定住応援事業 Q&A

平成28年6月

Q 1 補助金と利子補給（以下「補助金等」とする。）の対象者は？

A 1 下記の方が対象となります。

(1) 45歳以下の夫婦

(世帯主が45歳以下の場合)

(2) 50歳以下の者で子ども（中学生以下の者。）がいる世帯

(世帯主が50歳以下の場合)

(3) 35歳以下の者

(一戸の建物（戸建）に複数人同居している場合は、同居しているものの中から代表者を選び、代表者が申請を行うものとする。（同居者全員の住民票を添付する。）なお、同居しているものの複数申請は不可とし、代表者に決定のあった日から10年間は、原則代表者と同様に同居者もこの補助の申請をすることができないものとする。)

Q 2 どのような事業が対象となるのですか？

A 2 下記の事業が対象となります。

(1) 住宅の新築

(新たに住宅を建築すること。)

(2) 増築

(建物の一部の建て増し又は修繕すること。)

(3) 改築

(建物の全部を建て替えること。)

(4) 既存住宅等の取得

(建物を新たに購入すること。)

Q 3 補助金等の申請はいつまでに行えばいいのですか？何回も補助等を受けられるのですか？

A 3 事業を実施後、1年以内に申請してもらい、補助金を受けることができる回数は1回のみとなります。

Q 4 既存住宅等の取得後に増築または改築の事業を行なった場合、あわせて申請することはできるのですか？

A 4 その場合、申請時に既存住宅等の取得が「物件の登記完了日から1年以内」、もしくは、「住民票を異動した日から起算して1年以内」のいずれか早い方を満たしている

ことが条件となります。

Q 5 他の補助制度を活用した（する予定も含む）場合、重複して補助金等は受けられるのですか？

A 5 受けられません。

Q 6 外構工事は補助金等の対象となるのですか？

A 6 対象となるものは次のとおりです。

新築	新築の際に外構工事を行う場合（過度にならないもの）
改築	改築の際に外構工事を行う場合（過度にならないもの）
増築	増築（建物の一部の建て増し）の際にあわせて外構工事を行う場合（過度にならないもの）

ただし、次の場合は対象外となります。

新築	新築の際にあわせて外構工事を行う場合（過度なもの：噴水、プール、ウッドデッキ、ガーデニング、ガレージハウス等）
改築	改築の際にあわせて外構工事を行う場合（過度なもの：噴水、プール、ウッドデッキ、ガーデニング、ガレージハウス等）
増築	増築（建物の一部の建て増し）の際にあわせて外構工事を行う場合（過度なもの：噴水、プール、ウッドデッキ、ガーデニング、ガレージハウス等） 増築（修繕）の際にあわせた外構工事

Q 7 家財道具の購入費は補助金等の対象となるのですか？

A 7 対象となるものは次のとおりです。

新築	新築の際にあわせて空調、照明設備等を設置する場合
改築	改築の際にあわせて空調、照明設備等を設置する場合
増築	増築（建物の一部の建て増し又は修繕）の際に構造物とあわせて空調、照明設備を設置する場合*1

\*1 35歳以下の者は他の条件も満たしている必要があるため、申請される前にお問い合わせください。

なお、対象外となるものは、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の付帯設備にならないものです。

Q 8 屋外部分の下水道・浄化槽への接続工事に補助金等は受けられるのですか？

A 8 受けられません。

Q 9 補助対象物件が法人等の場合、補助金等は受けられるのですか？

A 9 受けられません。この補助事業は個人の方を対象としております。

- Q 1 0 補助金等を受けようとする者の要件はあるのですか？
- A 1 0 あります。現に町内に居住しているか、Uターン又はIターンしようとする若者等であること。金融機関等から融資を受けた資金の償還を滞りなく行うことです。
- Q 1 1 補助金等の金額はどのように決まるのですか？
- A 1 1 補助金等は事業費50万円以上が条件となり、補助金額は事業費の2分の1以内となります。ただし、補助金の限度額は200万円となります。  
例えば、事業費が200万円の場合、補助率が2分の1となりますので、補助金は100万円となります。事業費が500万円の場合、補助率は2分の1ですが、限度額が200万円となりますので、補助金は200万円となります。
- Q 1 2 補助金等は申請額がそのまま補助対象額となるのですか？
- A 1 2 補助金等は申請書類等を審査したうえで、決定しますので補助金額は変わることもあります。
- Q 1 3 補助金等はどのように支払われますか？
- A 1 3 補助金等は交付決定後、申請者に請求していただき、申請者の希望口座に振り込まれます。
- Q 1 4 建物工事契約額又は購入価格より融資金額が高い場合は？
- A 1 4 差額分の根拠となる領収書等（支払いの証明ができる書類）を提出してもらいます。なお、金額の合計が融資金額以上とならない場合はその差額を引いた額を利子補給対象額となります。
- Q 1 5 Q 1 4 A 1 4 の根拠となる領収書等はどのようなものが対象で、どのようなものが対象外となりますか？
- A 1 5 対象は下記のとおりです。
- ・ 建築工事費又は購入費
  - ・ 材料購入費
  - ・ 家財道具購入費（一体式のもの）
  - ・ 土地購入費
- 対象外は下記のとおりとなります。
- ・ 外構工事費家財道具購入費（一体式ではないもの）
  - ・ 融資費用
  - ・ 保険費用（火災保険等）
  - ・ 登記費用

・その他、住まいに直接関係のない費用

Q 1 6 利子補給の金額はどのように決まるのですか？期間はどれくらいですか？

A 1 6 利子補給は金融機関から融資を受け、融資の金額が500万円以上と償還期間が10年以上の2つの条件を満たしていないと受けられません。利子補給期間は36月です。

Q 1 7 利子補給金はどのように、いつ支払われるのですか？

A 1 7 毎年1回3月にその年度の属する利子について、実績に基づき支払います。請求書を提出していただき、申請者の希望口座に振り込まれます。

Q 1 8 補助金等を返還することはあるのですか？

A 1 8 あります。偽り、その他不正な手段により補助金等を受けた者は全額。交付要件を欠くに至った者は、交付を打ち切り又は既に交付した補助金等の一部を返還してもらいます。

Q 1 9 要件を喪失した場合どうすればいいのですか？

A 1 9 要件を喪失した者は、喪失の日から30日以内に届出書を提出してください。

Q 2 0 どの場合でも交付要件を欠いたら返還しなくてはならないのですか？

A 2 0 例外として、町に寄付する場合、転勤等で夫は転勤し妻・子は残る場合、世帯主や世帯員の死亡等があります。

Q 2 1 申請書類はどのようなものが必要となりますか？

A 2 1 下記の書類が必要となります。

(1) 住民票（原本）

(2) 請負等の場合は工事請負契約書の写し、申請者本人が事業を実施する場合は材料購入領収書の写し（申請のあった日から過去2か年以内のもの）

(3) 土地又は中古住宅購入の場合は、売買契約書の写し

(4) 土地及び建物の登記簿謄本（原本）

(5) 借地の場合は、賃貸借契約書の写し

(6) 利子補給申請をする場合は、金融機関等との融資契約書と返済一覧表の写し

(7) 定住の意思を証明する誓約書